

議案第20号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、規定の整備を図る必要がある  
ので、本案を提出する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附  
則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第6条第2項第3号及び第77条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則  
第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。